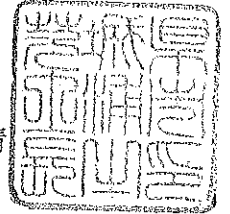


土 広 発 第 2 3 号  
平成 2 4 年 5 月 9 日

NPO法人アサザ基金  
代表理事 飯島 博 殿

土浦市長 中 川 清



土浦市内の霞ヶ浦流入河川の放射能汚染対策の実施の要望について (回答)

平素から市政に対しまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
平成24年4月18日付でご要望のありました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 流入河川に蓄積している放射性物質が霞ヶ浦に移動しないように、必要な措置を早急に講じるよう国や茨城県に求めること。

これまで環境省が実施した調査結果からは各河川ごとのモニタリングポイント数が1箇所と少なく汚染の詳細な状況が不明であること、また河川個々の地形的な条件(水量や幅員・河床の凹凸や勾配など)によっても蓄積度合いは異なると思われることから、まずはモニタリングポイントを増設し、定期的な調査を実施することにより河川ごとのデータ蓄積を図ることが肝要であると考えております。

その結果を踏まえて必要な措置の構築を図ることが良策であり、詳細調査の実現に向けて、管理者である国や県に働きかけてまいります。

2. 流入河川に蓄積した放射性物質を除去する技術の開発と実施について国や県に要望すること。

河川に蓄積した放射性物質は、一般的に河口にいくなしたがい蓄積度合いが高まっていくものと思われませんが、幅員も広くなることから、その除去は困難を極めるものになると考えております。

また、除去した場合の底泥処理の問題もあり、汚染底泥の効率的な浚渫法・濃縮・固定・少量化などの課題を如何に克服するか、新たな技術開発は焦眉の急であると考えておりますので、国・県に対し効果的な技術開発などを求めてまいります。

3. 土浦市から流域の大学や研究機関に対して、流入河川でのモニタリングや除染への協力を要請してください。

放射性物質汚染について、市はこれについての知識の集積がなく、また経験も未知であることから、必要に応じて近隣大学等の研究者や研究機関に情報の提供を求めるとともにアドバイス等を受ける機会を設けております。

モニタリングや除染につきましては、各大学や研究機関それぞれの事情や立場及び考え方があり、市としましては、それらを尊重しなければならないと考えております。

また、本市は、貴団体と協働して事業を行っておらず、大学や研究機関等への協力要請を行える立場にありませんので、ご理解のほどをお願いいたします。

4. 市民との協働（新しい公共）によるモニタリングの実施に土浦市が参加・協力すること。

本市においては3月に除染実施計画（案）を策定し、4月25日付で環境大臣からの認定を受けたところであり、今後は、当計画に基づき段階的に市内の除染を進めていくこととなります。

具体的には、幼稚園・保育園、小中学校や公園など子どもの居住空間を最優先に考え、除染していくことが喫緊の課題であり、これに向けて関係機関との調整・手続きを行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。